

静岡県中小企業・小規模企業振興基本条例をここに公布する。

平成28年12月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第52号

静岡県中小企業・小規模企業振興基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第11条）

第2章 基本的施策（第12条―第26条）

第3章 小規模企業への配慮（第27条）

附則

静岡県は、豊かな水や森林等の資源に恵まれているとともに、大消費地に近く東西の交通の要衝に位置する地理的優位性を有していることから、チャレンジ精神を大切にす風土とあいまって多くの革新的な企業を輩出し、めざましい経済的な発展を遂げてきた。本県の企業の大部分を占める中小企業・小規模企業は、たゆまぬ努力によりこうした発展に寄与し、地域の経済や雇用を支える担い手として重要な役割を果たしている。東部、中部、西部の各地域に多彩な事業分野がバランスよく展開されている製造業をはじめ商業、サービス業等の様々な業種において多様な事業活動を行っている中小企業・小規模企業は、本県経済の活力の源であるとともに、地域における交流を促進する等、地域社会に大きく貢献している。

しかしながら、本県の中小企業・小規模企業は、人口減少、高齢化、経済活動の国際化等による経済的社会的環境の変化に直面しており、事業所数の減少、売上げの低迷、価格競争の激化、人材の確保の困難等の課題を抱えている。

このような中で、中小企業・小規模企業の発展を促進していくためには、中小企業・小規模企業自身が、顧客のニーズや自らの強みや弱みを踏まえて計画的かつ主体的に経営の向上に努めることはもとより、地域社会全体が、地域の発展のために中小企業・小規模企業が不可欠であることを理解し、支援することが必要である。

このような状況に鑑み、県は、中小企業・小規模企業の振興を重要施策として位置付け、経済的社会的環境の変化に対応するための中小企業・小規模企業の経営の革新を促進すること、経営資源の確保が特に困難な小規模企業の持続的な発展を図ること及び中小企業・小規模企業支援機関の機能強化を図ることの重要性を認識した上で、中小企業・小規模企業の振興を総合的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業の振興に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興のために行う基本的な施策を定めることにより、中小企業・小規模企業の振興のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本県経済の活性化及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業・小規模企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業・小規模企業支援機関 商工会、都道府県商工会連合会、商工会議所、都道府県中小企業団体中央会その他中小企業・小規模企業の経営に関する支援を行うものであって、県内に事務所を有するものをいう。
- (4) 大企業 中小企業・小規模企業以外の事業者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (5) 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の銀行業（これに類する事業を含む。）を行う者及び信用保証協会であって、県内に事務所を有するものをいう。
- (6) 教育機関等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他職業に必要な能力を育成する者であって、県内に校舎等を有するものをいう。

（基本理念）

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業の自主的な努力を促進することを基本として行われなければならない。

- 2 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業が地域に根ざした事業活動を行い、地域の経済及び雇用を支え、地域社会において重要な役割を果たしているという認識の下に行われなければならない。
- 3 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業の成長発展のための支援のみならず、経営資源の確保が特に困難な小規模企業に配慮し、小規模企業の事業の持続的な発展のための支援の重要性を踏まえて行われなければならない。
- 4 中小企業・小規模企業の振興は、県、国、市町、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業支援機関、大企業、金融機関及び教育機関等の連携の下、県民の協力を得て行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に規定する基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の振興のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、中小企業・小規模企業の振興のための施策の実施に当たっては、国、市町、中小企業・小規模企業支援機関、大企業、金融機関及び教育機関等と連携を図らなければならない。
- 3 県は、地域社会における中小企業・小規模企業の重要性について、県民等の理解を深めるよう努めなければならない。

（県と市町との協力）

第5条 県は、中小企業・小規模企業の振興のための施策の実施に当たっては、市町に対して必要な協力を求めるとともに、市町が行う中小企業・小規模企業の振興のための施策に関し必要な協力をを行うものとする。

(中小企業・小規模企業等の努力)

第6条 中小企業・小規模企業は、経済的社会的環境の変化に対応するため、相互に連携を図りながら協力し、主体的かつ積極的に経営の向上に努めるものとする。

2 中小企業・小規模企業は、自らが地域社会において重要な役割を果たしている存在であるという認識の下、人材の育成及び確保に努めるとともに、地域社会の維持及び発展に寄与するよう努めるものとする。

3 事業協同組合その他の中小企業・小規模企業の組合（以下「中小企業組合」という。）は、中小企業・小規模企業とともに、主体的かつ積極的に中小企業・小規模企業の経営の向上に努めるものとする。

(中小企業・小規模企業支援機関の責務)

第7条 中小企業・小規模企業支援機関は、県が行う中小企業・小規模企業の振興のための施策に協力しなければならない。

2 中小企業・小規模企業支援機関は、中小企業・小規模企業の振興のための施策の実施に関し中心的な役割を果たすべき存在であるという認識の下、中小企業・小規模企業に対し、他の中小企業・小規模企業支援機関と連携して創意工夫による有益な支援を積極的に実施しなければならない。

3 中小企業・小規模企業支援機関は、経済的社会的環境の変化等により複雑化する中小企業・小規模企業の経営課題の解決に必要な支援を行うため、自らの支援機能及び支援能力の向上に努めなければならない。

(大企業の役割)

第8条 大企業は、中小企業・小規模企業の重要性について理解を深め、中小企業・小規模企業と連携し、及び協力して事業活動を行うよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第9条 金融機関は、中小企業・小規模企業の資金調達の円滑化に係る支援その他の経営の向上のための支援を行うよう努めるものとする。

(教育機関等の役割)

第10条 教育機関等は、教育活動等を通じて、中小企業・小規模企業における勤労及び中小企業・小規模企業に係る職業に関する意識の啓発その他の中小企業・小規模企業の振興のための施策に関し必要な協力を行うよう努めるものとする。

(県民の協力)

第11条 県民は、地域社会における中小企業・小規模企業の重要性について理解を深め、県等が行う中小企業・小規模企業の振興のための施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(振興に関する計画)

第12条 県は、中小企業・小規模企業の振興のための施策の総合的な推進を図るため、中小企業・小規模企業の振興に関する計画を策定し、公表するものとする。

(意見の聴取)

第13条 県は、中小企業・小規模企業の振興のための施策の実施に当たっては、その施策を効果的に推進するため、県、中小企業・小規模企業及び中小企業・小規模企業支援機関が参加する会議の開催その他の方

法により、中小企業・小規模企業及び中小企業・小規模企業支援機関の意見を聴くものとする。

(経営の革新の支援)

第14条 県は、経済的社会的環境の変化に対応した中小企業・小規模企業の経営の革新を支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(創業支援)

第15条 県は、円滑な中小企業・小規模企業の創業を支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(資金供給の円滑化)

第16条 県は、中小企業・小規模企業の事業活動に必要な資金が円滑に供給されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(新たな商品の販売先等の開拓の支援)

第17条 県は、多様な需要に応じた新たな商品の販売先等の開拓を目指して行う中小企業・小規模企業の取組を支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(人材育成及び人材確保の支援)

第18条 県は、今後、生産年齢人口が減少していくおそれがあることを踏まえ、中小企業・小規模企業の事業活動を担う人材の育成及び確保を支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(中小企業組合に係る制度の活用の支援)

第19条 県は、経営資源の不足により単独で新たな取組を行うことが困難な中小企業・小規模企業があることに鑑み、中小企業組合に係る制度の活用を支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(経営に有用な情報の提供)

第20条 県は、中小企業・小規模企業に対して、経営の向上のために有用な新たな技術、新たなサービス等に関する情報の提供を行うため、必要な施策を講ずるものとする。

(国際的事業展開の支援)

第21条 県は、人口減少等により国内需要が減少するおそれがあることを踏まえ、中小企業・小規模企業の国際的な事業展開を支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(産学官連携等)

第22条 県は、中小企業・小規模企業の技術、サービス等の向上に資する産学官連携による研究開発並びにその成果の移転及び事業化を促進するため、必要な施策を講ずるものとする。

(事業承継の支援)

第23条 県は、後継者の育成その他の中小企業・小規模企業の円滑な事業の承継のための取組を支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(災害時等における事業継続の支援)

第24条 県は、災害等が発生した場合において、中小企業・小規模企業が速やかに事業を再開し、又は事業を継続するための取組を支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(中小企業・小規模企業支援機関の機能及び連携の強化)

第25条 県は、中小企業・小規模企業支援機関が中小企業・小規模企業の経営課題の解決に関し中心的な役割を果たすべき存在であることを踏まえ、中小企業・小規模企業支援機関の機能及び中小企業・小規模企

業支援機関相互の連携を強化するため、必要な施策を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第26条 県は、中小企業・小規模企業の振興のための施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 小規模企業への配慮

(小規模企業の特性に応じた支援)

第27条 県は、小規模企業がその特性に応じた持続的な発展を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、商工会、都道府県商工会連合会及び商工会議所の経営指導員等並びに都道府県中小企業団体中央会の指導員等による小規模企業の特性に応じたきめ細かな支援が実施されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。